

# 令和元年第3回下仁田町議会定例会会議録第3号（25日）

|   |             |                    |       |         |       |       |
|---|-------------|--------------------|-------|---------|-------|-------|
| 招集年月日   | 令和元年9月11日   |                    |       |         |       |       |
| 招集の場所   | 下仁田町議会議場    |                    |       |         |       |       |
| 開閉会日時<br>及び宣言   | 開会          | 令和元年 9月11日午前10時00分 |       |         | 議長    | 島崎 紘一 |
|   | 閉会          | 令和元年 9月25日午前11時31分 |       |         | 議長    | 島崎 紘一 |
| 応（不応）招議員<br>及び出席並びに<br>欠席議員<br>出席 12名<br>欠席 名<br>欠員 名<br>凡 例<br>○ 出席を示す<br>△ 欠席を示す<br>× 不応招示す | 議席番号        | 氏 名                | 出席等の別 | 議席番号    | 氏 名   | 出席等の別 |
|   | 1           | 小井土光弘              | ○     | 7       | 佐藤 博  | ○     |
|   | 2           | 大手博幸               | ○     | 8       | 千野 榮治 | ○     |
|   | 3           | 佐々木信也              | ○     | 9       | 島崎 紘一 | ○     |
|   | 4           | 岡田邦敏               | ○     | 10      | 堀口博志  | ○     |
|   | 5           | 木暮弘元               | ○     | 11      | 岡田武二  | ○     |
|   | 6           | 岩崎正春               | ○     | 12      | 佐藤公夫  | ○     |
|   |             |                    |       |         |       |       |
|   |             |                    |       |         |       |       |
|   |             |                    |       |         |       |       |
| 会議録署名議員   | 1番          | 小井土光弘              | 2番    | 大手博幸    |       |       |
| 職務のため議場に<br>出席したものの氏名   | 事務局長        | 岩井 収               |       | 書記      | 佐藤里奈  |       |
| 地方自治法<br>第121条に<br>より説明のた<br>め出席した者<br>の氏名  | 町 長         | 原 秀 男              |       | 農 林 課 長 | 佐藤正明  |       |
|   | 教 育 長       | 茂 木 学              |       | 商工観光課長  | 佐藤圭司  |       |
|   | 総 務 課 長     | 岡 野 均              |       | 建設水道課長  | 阪本 睦  |       |
|   | 企 画 課 長     | 猪 野 馨              |       | 教 育 課 長 | 大小原敏江 |       |
|   | 住 民 税 務 課 長 | 猪 野 ともえ            |       |         |       |       |
|   | 会 計 課 長     | 林 通 典              |       |         |       |       |
|   | 福 祉 課 長     | 岡 田 恵子             |       |         |       |       |
|   | 保 健 課 長     | 林 光 一              |       |         |       |       |

## 議 事 日 程 別紙のとおり

---

### 会 議 に 付 し た 議 件

---

- 1 委員長報告（付託議案）
- 2 第56号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算（第2号）
- 3 第57号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 第58号議案 令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 5 第59号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 6 第60号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 第61号議案 令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計補正予算（第1号）
- 8 第62号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 第63号議案 平成30年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 10 第64号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 11 第65号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 12 第66号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 第67号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 14 第68号議案 平成30年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 15 第69号議案 平成30年度下仁田町ガス事業会計決算認定について
- 16 議員派遣の件について
- 17 陳情第3号 下仁田町内橋梁補修に関する陳情書
- 18 一般質問
- 19 閉会中の継続調査の申出書について

### 会 議 の 経 過

---

開 会 令和元年9月25日 午前10時00分

---

○議長 島崎絃一 これから本日の会議を開きます。

---

○議長 島崎紘一 日程第1、委員長報告に入ります。

過日、委員会に付託いたしました議案及び陳情に対する委員会における審査の経過及び結果について報告を願います。社会経済常任委員長

(佐藤博社会経済常任委員長 登壇)

○社会経済常任委員長 佐藤博 おはようございます。

ご指名によりまして、社会経済常任委員長報告を申し上げます。

社会経済常任委員会では、9月19日午後1時30分から302委員会室において、委員全員出席のもと、本会議において付託された陳情1件について審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

陳情第3号 下仁田町内橋梁補修に関する陳情書についてを議題とし、直ちに審査に入りました。委員からは、厳しい財政状況の中ではあるが、しっかり修繕計画を作成し、補修工事をしてもらいたいとの意見があり、慎重審査の結果、陳情第3号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって社会経済常任委員長報告といたします。

○議長 島崎紘一 予算決算特別委員長

(岡田邦敏予算決算特別委員長 登壇)

○予算決算特別委員長 岡田邦敏 おはようございます。

ご指名によりまして、予算決算特別委員長報告を申し上げます。

予算決算特別委員会は、9月17日及び18日に302委員会室にて、本会議において付託された議案14件について審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

なお、本委員会は全議員で構成する特別委員会でありますので、質疑の内容は省略させていただきます。

付託されました第56号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算(第2号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第57号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第58号議案 令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第59号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第60号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第61号議案 令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計補正予算（第1号）は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第62号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）は、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第63号議案 平成30年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

第64号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

第65号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

第66号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

第67号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

第68号議案 平成30年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

第69号議案 平成30年度下仁田町ガス事業会計決算認定について、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって予算決算特別委員長報告といたします。

○議長 島崎紘一 以上で、委員会における審査の経過及び結果報告が終わりましたが、これらの委員長報告に対する質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 委員長報告に対する質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

○議長 島崎紘一 次に、日程第2、第56号議案 令和元年度下仁田町一般会計補正予算を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。

第56号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第3、第57号議案 令和元年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。

第57号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第4、第58号議案 令和元年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。

第58号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第5、第59号議案 令和元年度下仁田町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。

第59号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第6、第60号議案 令和元年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。第60号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第7、第61号議案 令和元年度下仁田町ガス事業清算特別会計補正予算(第1号)を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。第61号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第8、第62号議案 令和元年度下仁田町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決します。第62号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第9、第63号議案 平成30年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。

第63号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 島崎紘一 挙手多数です。よって、第63号議案は原案のとおり認定されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第10、第64号議案 平成30年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。

第64号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第64号議案は原案のとおり認定されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第11、第65号議案 平成30年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。

第65号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第65号議案は原案のとおり認定されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第12、第66号議案 平成30年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。  
第66号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第66号議案は原案のとおり認定されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第13、第67号議案 平成30年度下仁田町浄化槽整備特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。  
第67号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第67号議案は原案のとおり認定されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第14、第68号議案 平成30年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。  
第68号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第68号議案は原案のとおり認定されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第15、第69号議案 平成30年度下仁田町ガス事業会計決算認定についてを議題とし、これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して、採決いたします。  
第69号議案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第69号議案は原案のとおり認定されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第16、議員派遣について、配付書のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。よって、配付書のとおり議員派遣することに決定いたしました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第17、陳情第3号 下仁田町内橋梁補修に関する陳情書を採決いたします。

陳情第3号の委員長報告は採択であります。この陳情書を委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、陳情第3号は採択とすることに決しました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第18、一般質問を行います。

通告書に従いまして質問を許します。岡田邦敏君

(岡田邦敏議員 一般質問席へ)

○4番 岡田邦敏 議席番号4番、岡田邦敏。

議長の許可を得ましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

近年、自然災害等でドローンが状況を把握する手段として有効とされていることをテレビや新聞等の報道で目にしますが、当町でも取り入れたらどうかと思い、質問させていただきます。

最初に、県内の市町村でドローンを使っているところがありますか。お尋ねします。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 総務課長に答えさせます。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

県内でドローンを活用している自治体でございますが、利根郡片品村が平成28年にドローンを3機購入しております。そして、山岳の遭難や山林火災等における状況把握の手段として活用していると聞いております。

また、近隣市町村の状況ですが、甘楽町が1台所有しております、観光やイベント用として活用しております。南牧村においても1台所有しており、ケーブルテレビの撮影等に活用していると聞いてございます。富岡市においては独自では所有はしていませんが、民間業者との間で災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定を締結しており、災害発生時には情報収集のためにドローンを飛行させることとなっております。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 既に、防災用とか観光用に使っているところがあるようですね。

当町では山間部における土砂崩れによる道路の寸断や大型台風などによる河川の状況確認、また森林火災の確認や監視等で危険な状況が発生し、人間、人がすぐに行けない場合などに有効かと思いますが、いかがですか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

災害時等におけるドローンの活用は、人間では到達が困難な災害現場等を空撮することにより状況が確認でき、その後の救助活動や対応策等を迅速に行えることから、有効な手段と考えられます。防災対応としましては、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部が既にドローンを1台所有しております、火災現場において上空からの確認が必要な場合に利用しております。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 火災時には広域消防が所持しているようなので、大丈夫そうですね。

続いて、町が所有していれば、ほかにも公共事業の確認、また徘徊老人の捜索や山岳遭難者の捜索、小口の配送などいろいろな利用価値があると思いますが、いかがですか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

ドローンの活用については、災害時の活用のみならず、観光分野においてはイベント状況の撮影、また農林業分野においては農作物への薬剤散布、森林における病虫害発生状況の確認等にも活用できると思われれます。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 当町でもいろいろ活用ができそうですね。

次に、購入する場合などの諸費用はどのくらいかかりますか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

まず、購入する場合の費用でございますが、防災時に使用するドローンは一般的に安定飛行等を考慮し、30万円ほどのドローンを購入する自治体が多いようです。飛行距離は2キロメートルほどで、飛行可能時間は25分ほどです。維持管理費としましては、年4回の点検費用として4万円ほどかかる見込みです。

次に、ドローンをリースした場合の料金ですが、年間を通じてのリースの制度は現在はありません。リースについては2泊3日を基本としており、2万円とのことでございます。仮に1年間を通じて借りた場合は243万円ほどの費用がかかります。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 ドローンもいろいろとピンキリで、安いものから高額のものまであると思います。一般的には30万ぐらいするものであれば、市町村で使うのに具合がいいんじゃないか想定されます。

(「もっとそばに行ったほうがいい」の声あり)

○4番 岡田邦敏 はい。

また、リースだと高額な金額がかかるようですので、買い取りが望ましいんじゃないかと想定されます。

職員がドローンを操作する場合など、資格等は必要ですか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

ドローンを飛行させるための資格等についてですが、現在、飛行させるに当たっての免許や資格等は必要ございません。民間会社が実施する講習会に参加し、研修を受けることとなります。研修は1回で、時間は3時間程度です。費用については5万円で5名まで受講可能とのことでございます。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 なるほど、職員がまずは研修するのにそんなに費用もかからなそうだし、できれば定年間際の人より10年ぐらい残した係長級、40代、50代の人に、1人でなく2人なり3人なりでとっていただければ、今後所有するのには有効かと思えます。

続いて、取得する場合などの費用で補助金なんかは該当しますか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

ドローンの購入や講習の受講に当たっての国並びに県の補助制度はございません。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 残念です。なるべく効率よく、その辺は検討していただければと思います。

最後になりますが、町長の考えはどのような考えだかお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 そうですね、非常に災害時などはやはり空から見るのが一番いい方向なのかなとは、大変有効な手段だと思いますが、なかなかまだ所有している市町村が少ない。そういう中でも問題はドローン、やはりこれ空飛ぶものですから、操縦者の育成、またメンテナンス、いろいろ課題もあると思います。そういった中で、今後検討していくに当たっても独自で所有したほうがいいか、また民間会社と協定を結んで運用したほうがいいかと、有効性は十分わかりますので、検討をしていきたいと思っております。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 ありがとうございます。できるだけ前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、平成29年3月定例で一般質問している職員満足度と住民サービスについて、その後の状況を知りたいので、再度質問をさせていただきます。

最初に、職員満足度として、福利厚生面で保養施設などがありますか。あるとしたら、利用されている状況を教えてください。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

職員に対する福利厚生事業といたしましては、県内市町村で組織しております群馬県市町村職員共済組合が実施しております福利厚生アウトソーシング事業がございます。この事業は共済組合が民間委託業者に会費を支払うということで組合員である職員も会員となり、委託業者が提携している保養施設での宿泊費の補助、またレジャー施設での割引等、各種サービスが受けられるシステムでございます。

このサービスの利用者数ですが、群馬県市町村職員共済組合全体では、平成29年度が5万7,771人、平成30年度につきましては6万3,782人が利用しており、前年度と比較し約6,000人程度の利用者数が増えています。

また、下仁田町の職員の利用者数につきましては、平成29年度が34人、平成30年度が35人でした。職員における利用率としましては、平成29年度が28.1%、平成30年度が28.9%という状況でございます。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 なるほど、29年度と30年度ともに30%弱の利用率のようですね。

次に、育児休暇は適切にとれる環境ですか。我々なんですが、自分たちが子育てをした時代とは違い、政府が進めている働き方改革の一環で某有名な大臣も育休を考えていると話をしていましたが、特に男性の職員はとれる環境ですか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

育児休業につきましては、国に準じて整備しており、子供が3歳になるまで申請することにより取得できることとなっております。

職員の取得状況でございますが、女性職員につきましては、制度に準じて全員が取得しておりますが、男性職員については取得実績がなく、有給休暇等を利用しているものと思われまして、取得しない理由といたしましては、長期間、職場をあけたくないであるとか、男性なので、なかなか育児休業が取得しづらいという考えがあるかと思われまして、近年では男性が育児に積極的に参加する風潮も芽生えてきてございますので、男性職員も育児休業を取得するよう周知してまいりたいと思っております。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 ぜひ、前向きに検討していただいて、イクメンと言うんですか、そういう言葉も最近は聞かれるようですので、検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。まずは環境を整えたほうがいいと思っておりますので。

次に、時間外勤務等は適切ですか。一定の部署または一定の担当者に偏っているようなことはないですか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

時間外勤務の実績でございますが、平成29年度の時間外勤務時間の時間数の総数でございますが、全体で8,635時間でございます。対象職員数は83名でございます。また、平成30年度が全体で7,754時間、対象職員数は81名でございます。

時間外勤務の状況につきましては、通年で忙しい部署も一部は見受けられ

ますが、多くは繁忙期によるものであるとか、また新規事業への対応、そして、人事異動による新たな業務への対応等、さまざまな要因であるかとは思われます。

なお、職員がイベント等で休日または祝日等に勤務した場合は健康面を考慮し、代休を取得するよう奨励はしております。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 いろいろ時間外勤務はどこ職場でも問題があるかと思いますが、今後ぜひ是正していくようよろしくお願いいたしますと思います。

以上のようなことはほんの一部だと思いますが、働く環境がやはり整っていないと職員間で不平不満が出て、人に優しく接することが出来ないのではないかと、私はそう思います。

次に、大事な住民サービスの向上についてお伺いします。

住民に接するための職員教育で、階層別の研修は取り入れていますか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

職員に対する研修といたしましては、群馬県町村会及び群馬県自治研修センターが実施しております新採用職員研修、そして、入職後6年から9年が経過した職員を対象としました一般職員研修、新任の係長を対象としました係長研修、そして、新任課長を対象としました課長研修に毎年参加しております。そのほか、職種別の研修会へも参加者を募集し、出席をしております。

これに加え、今年度につきましては町独自の研修としまして、民間コンサルティング会社に依頼し、係長以下の職員を対象としました接遇研修会を6月に開催いたしました。75名が参加いたしました。

今後は、管理職員を対象とした研修会も開催し、職員の資質向上に向けた取り組みを継続していきたいと考えてございます。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 今年、外部講師を招いて研修したようですので、ぜひ、外部のやっぱりいろいろノウハウを行政も取り入れたほうがいいかと思いますが、積極的に今後も管理職の方に対して今度は研修を持っていただければと思います。

次に、適切な服装や言葉遣い、また電話の対応なんかはよくなりましたか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

住民サービスの基本は、住民の方への丁寧な対応と考えてございます。住民の方へ不快感を与えない服装、また言葉遣いを心がけるよう、職員には周知しており、また接遇研修等を通じて学んでございます。

特に、電話での対応においては相手の方の顔が見えない分、言葉遣いには十分気をつけ、悪い印象を持たれぬよう、職員各自が努めております。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 そうですね、電話をかけてきた人が嫌な印象を受ける場合がありますので、十分気をつけて今後も対応をお願いしたいと思います。職員の方には年々やはりスキルアップしていただいて、住民の方から褒められるような町の職員になっていただきたいと思ひまして、こういう質問をしております。

組織でも、最も大事な報告・連絡・相談の実践はどうか。以前よりよくなっておりますか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

組織を運営していく上で、業務の情報であるとか、問題情報の共有は大切な事項でございます。毎月開催しております課長等連絡会議や課内会議等で情報の共有を図っておりますが、今後も迅速なる報告・連絡・相談等を行うよう周知してまいりたいと考えてございます。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 そうですね、やはり課長会議とかいろいろ会議があると思ひますので、おぎなりの会議でなく、ぜひ、横のつながり、縦のつながり、十分とっていただいて連絡がとれるよう、住民サービスができるよう努めていただきたいと思ひます。

最後に、町長から見て職員はどんな様子ですか。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 そうですね、報告・連絡・相談と、これ一番組織の中では大事なことだと思ひます。私も最初からこれは本当に徹底してやってきました。そういう意味ではかなりいい連絡というか、形が出来ていると思ひます。そうはいっても、やはり大事なことを一つでも落とすということは大変なことになりますから、さらなる徹底をしていきたいと思っております。

○議長 島崎紘一 岡田邦敏君

○4番 岡田邦敏 ぜひ、町長みずからいろいろ指導していただき、すばらしい職員、また職員が住民サービスできるよう、今後もよろしくお願ひしたいと思

います。住民は期待していますので、ぜひ皆さんスキルアップして、住民サービスを心がけてください。

以上ですが、自分の一般質問は終了させていただきます。時間が少し余りましたが、ありがとうございました。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩いたします。

なお、開会を10時50分といたします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時50分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

続いて、一般質問を行います。佐藤博君

(佐藤博議員 一般質問席へ)

○7番 佐藤博 7番議員、佐藤博。

議長の許可が出ましたので、質問をいたします。

質問事項は、数ある財政改革の中で、荒船の湯の運営であります。

前年の12月にも本件の質問をいたしました。運営の継続、今、指定管理料として1,500万円の支出を生ずるが、500万円の水道料が町に入る。委託料分を節約するために、無償において民間への貸与を促しました。答弁は、まず売却を考えたいとのことであった。いずれにしても運営の継続がなされるものと思込んでおりました。運営の継続による町のイメージアップ、地域への経済効果にも期待ができると思っておりました。秋の観光シーズンに入り、入館者の期待ができる時期かと思われませんが、既に広報9月号に「9月29日をもって閉館」と記載された。売却の契約がなされたのかなと思ったら、そうでもなさそう。交渉途中での閉館は今後の交渉に支障を来すのではないかと危惧いたします。運営の継続を希望しての質問と理解していただきたい。

まず、最初に伺います。入館状況について伺います。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 その件は、商工観光課長に答えさせます。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

荒船の湯の入館者数の延べ人数ですが、平成29年度3万6,310人のうち町民は8,023人、平成30年度3万6,348人のうち町民は7,563人であります。平成31年4月1日から令和元年8月31日の入館者数は1万6,306人のうち町民は3,167人であり、本年も半年間

は前年並みの状況であります。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 3万6,000人台と聞くと、大変な数です。30年度には前年に比較して入館数が38名増、入館料は17万円増となっていたと思います。

次に、閉館に至る経緯について伺いますが、まず、閉館の理由を伺いたい。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

荒船の湯は、平成9年8月3日に国の林業構造改善事業を活用し、住民の健康保持・増進と福祉の向上並びに地域の交流の場として開館しました。こととして22年が経過し、その間、町での直営や指定管理委託で運営をしていますが、いずれも赤字が減らない厳しい経営状況です。ちなみに、開館から平成30年度の赤字補填額は総額で約2億7,000万です。

また、施設の老朽化により、ボイラーの改修をすれば、概算で約1,800万円かかります。さらに国庫補助金を活用したことにより、平成30年度末に閉館をしてしまいますと補助金の返還金が生じるため、財産処分制限期間である平成31年7月までは営業したほうがよいという結果から、指定管理を9月30日まで観光協会に依頼し、現在に至っております。

こうした中、議会全員協議会で民間法人への施設売却の了解をいただきましたので、売却に向け交渉しておりますが、現在、結論に至っていないことから閉館となります。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 閉館の周知をどのように徹底されたか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

町の広報やホームページで行っております。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 15日に私も現地を視察してまいりました。大変混雑しておりました。400人以上の入館があったそうです。

出口に、たった1枚、閉館を知らせる「お知らせ」の掲示がありました。記載内容は「日ごろ、荒船の湯をご利用いただき心より感謝申し上げます。このたび9月29日（日曜日）をもって休館させていただくこととなりました。皆様には22年間、大変お世話になりました。荒船の湯職員一同」というものでした。観光協会の名前も町の名前もございませんでした。配慮が足りないのではないかと思います。

農産物の売れ行きも大変よかったが、地域経済への影響は考えられたかどうか、この点について伺います。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 荒船の湯にかかわっている方たちには、地域経済の影響は多少あったように考えられます。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 解雇通告は直前まで知らされず、突然、配ってくださいます的な対応だったと聞いた。交代制のために不在だった職員からは「通知は直接受け取り、慰労の言葉の一つも欲しかった」と言われておりました。

購入を検討している業者は、福祉事業と兼ねて荒船の湯の運営計画をされていると委員会には報告があった。福祉事業には事業計画を県に提出し、県の許可が必要になるのではないかと思います、この点いかがでしょうか。

○議長 島崎紘一 答弁どなたですか。商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

群馬県が許可することですので、確認してみないとわかりません。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 購入されることを検討している業者が福祉事業をここで始めたいというような説明がございましたよね。県の許可が必要な事業を計画しているのかどうか、その点、伺っておりませんか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

現在、交渉中ですので、回答のほうは控えさせていただきます。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 特養の場合には、申請から許可までどれだけの期間を要するか、特養だった場合としてお答え願えますか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 そうですね、お答えいたします。

特養なんですけれども、こちらのほうは県の許可のため、わかりません。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 質問と答弁がちょっとかみ合わない、打ち合わせと状況が変わってきていると、このように解釈しながら、次の段階へ進みます。

購入の結論はいつになるのか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

購入先は、購入を望んでいたため、スムーズにいくと思っておりました。

しかし、交渉する中で、交渉先よりたび重なる条件提示の追加があり、その都度協議を重ね、交渉先への回答及び交渉先からの返答により時間を要し、現在に至っております。今後は速やかに交渉していきたいと思っております。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 荒船の湯の運営再開は、いつになるとお考えか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

下仁田町体験交流センターの譲渡に関する募集要項に引き渡し日から1年以内に再開することは定めております。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 応募から8カ月が経過しても、いまだに結論が出ない。当てになるのかならないのか、結論の出ない交渉を続けるよりも期限を切って交渉すべきと思いますが、この点いかがですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

交渉相手とは迅速に取り組んでいきたいと思っております。交渉相手と契約に至らなかった場合には、もう一度原点に立って考えたいと思っております。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 原点に立って考えたい。

昨年12月の質問に対する町長の答弁は、譲渡を優先に考え、閉館も視野に入れなければならない。民間への譲渡を現時点では優先して進めていきたいと、このように答弁をされました。当時も私は無償貸与の募集をすべきという質問をあわせてしたわけでありましてけれども、今回、無償貸与の募集をすべきと思うんですが、町長のお考えを伺いたい。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 昨年の佐藤議員の話は昨年の時点の話だと思います。

そういった中で、いろんな形で進んできていると、また1社、2社、今、3社目と交渉中ということで、あくまで交渉中であります。ですから、今その話をするのはどうかなとちょっと思います。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 運営の継続について、お考えを次に伺いたい。質問いたします。

さきの質問の閉館理由について、長年の赤字だから閉館、赤字事業はいっぱいありますよね。赤字だからやめるということでやると、みんなやめるん

ですか、町長さん。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 赤字だからやめる。これ、根本にはいわゆる町の財政改革、いわゆるトータルの行財政改革ということがあります。そういった中で、荒船の湯、本当に長い間厳しいながらも続けてきたと、財政的にも本当に厳しいなど、私も議員時代からその思いもありました。そういった中で、いろんな縛りがある中、そして、来場者というか入場者も町民、どんどん減っていく中でやはり行財政改革、これをしていかなければならない。そこに立っているのは荒船の湯かなと思っています。

もちろん、色んなと言ったから今これ以上言及はしませんけれども、色んな部分で赤字の部分のある部署というか施設もあります。そこも当然、財政を圧迫するのであれば改革の対象としていかなければならない、そのように思っております。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 現在の赤字というのは指定管理料の1,500万円。がしかし、そのうち500万円は水道料として町に入る。無償で貸せば、その赤字分は財政改革につながるという、こういう言い分が私の12月からの一貫しての質問でございました。

もう一つの閉館理由、設備の老朽化、ボイラーの修理に2,000万円がかかるという答弁がございました。今日は1,800万円という、こういうことでありますが、これの答弁にあった根拠を伺いたい。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

見積もり先は県内の設備会社であり、ボイラーの更新工事でございます。ちなみに、現在使用していますボイラーの耐用年数は15年でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 この見積書はございますね。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 はい。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 その見積書、後ほどいただきたい。いただけないなら見せていただきたい。お願いしておきます。よろしいですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長、答弁は。

○商工観光課長 佐藤圭司 すみません、暫時休憩いたします。

○議長 島崎紘一 暫時休憩します。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時09分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開します。

商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 答えいたします。

後ほど、閲覧していただきたいと思います。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 この質問が終わりましたら、お伺いをいたします。

町長、ボイラーは何台あるのかご存じですか、ボイラー。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 はっきりわかりませんが、何か2台とか聞いています。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 ボイラーは、バックアップ用と合わせて2台あるそうです。仮に1台が故障しても運営には支障がないそうです。また、当分の間、故障の心配もないそうです。「2,000万の根拠も理解できない」と設備の修理で働いていた方に説明を聞きました。従来の2,000万とする説明に惑わされた感じがいたしております。

設備の傷み、とりわけ雨漏りがあると聞いています。現状はいかがな状況か。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 答えいたします。

瓦屋根の谷の箇所が銅ぶきで出来ていることから、酸性雨等により腐食しております。場所は玄関を入り、事務所の奥のマッサージ機が置いてある天井が特にひどい状況です。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 これ、見積もりとられていますよね。発表出来ますか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 答えいたします。

屋根全体の谷の部分を修理しますと、約200万円ほどかかります。必要最小限の修理ですと約37万円でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 さて、継続を望む声はたくさんございます。9月5日から10日間で存続を願う署名が400人を超えておりました。反響が大変大きい、こ

の点、町長ご存じでしょうかね。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 報告、受けています。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 その後、随分増えているそうですが、町長さんの手元に届きましたでしょうか。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 報告を受けた時点です。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 報告を受けた、どんな報告なのかちょっとじっくり理解ができませんが、どんな状況で、数字を含めて、この要望を捉まえておるのか、もう一度お伺いいたします。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 今朝ですかね、一町民が持って来て、置いて行ったという表現はあれですけども、置かれたと、そういう報告であります。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 数日前、既に1, 200人を超えた署名が集まっているそうです。

署名中の方に私も聞いてみました。近くに荒船山があり、荒船の風穴があるのにと、登山や風穴を見学に訪れ、温泉を楽しみに訪れたお客さんからは苦情とも受けとめられるような嘆きの声が聞こえました。中には、下仁田への誘客の一つだとか、荒船の湯を生かさないとは何事かとおっしゃられた方もおりました。

売却の条件を公開した際の公募の期限として3社が施設見学に訪れたと聞いております。公募の詳細についてお伺いをいたしたい。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

申込期限についてですが、平成31年1月4日から1月28日まででした。

また、3社の詳細ですが、1社目は介護施設運営会社で、説明会のみに参加、2社目はNPO法人で、期限内の申し込みでありました。3社目は観光福祉関係業者で、期限後の問い合わせにより、現在交渉を進めている業者でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 期限後の応募ということですね。2社はどうされたのですか。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

1社目は、説明会のみ参加でありました。2社目は申し込みがありましたが、添付書類が不備であり、現在止まっている状況でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 さて、閉館の協議はいつされたのか、協議の内容を明かしていただきたい。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

閉館のみを案件として協議していませんが、荒船の湯の閉館については平成30年11月19日開催の議会全員協議会において、今後の荒船の湯の運営について協議する中で、委員より、「町は荒船の湯が売れても売れなくても、あの施設から手を引いて、費用負担のかからないようにするということか」との質問があり、当時の担当課長から、「そのとおりです」との回答をしております。

また、平成30年12月11日開催の社会経済常任委員会協議会においても荒船の湯の譲渡に関する募集要項を協議する中で、委員より、「来年4月以降はどういう形で営業するか」との質問に、「9月までは指定管理で営業し、その後は閉館することを視野に入れていきます」と説明させていただいております。

また、荒船の湯の運営については平成30年11月より社会経済常任委員会協議会及び議会全員協議会において再三協議していただいております。協議結果をもとに、平成31年3月定例議会において、指定管理者の指定期間を平成31年7月1日から令和元年9月30日までとする議案を議会可決していただいております。

また、指定管理料についても令和元年度予算に指定期間の6カ月分の650万円を予算計上し、議会可決していただいたことにより、9月30日をもっての閉館は了解していただいているものと認識しております。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 最後の一言、認識していますということ、正式にはしていないと、こういうことですね。もう一度伺います。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

先ほど答弁したとおりでございます。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 正式にはしていない、閉館は議題にはなっていない。ただ、指定管理が9月いっぱいだと、この予算は当初予算で通したと。10月1日から売却による運営が継続されるものとも思い込んでいたところもあります。お互いが思い込みということでもあるのではないかなと私も今、反省もしているところではありますが、あと何分ありますか。

○議長 島崎紘一 あと10分、15分。

○7番 佐藤博 15分。

○議長 島崎紘一 はい。

○7番 佐藤博 私も、過日の委員会、あるいは全協の議事録、見させていただきましたけれども、説明もその辺曖昧な状況です。解釈も曖昧な状況でした。ただ、9月末をもって指定管理の期限になる、このことだけは当初に認めてきていることであるが、10月1日からの閉館ということについては議題とはなっていないと、私はこう思うのですが、その点、町長いかがですか。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 今、課長が言ったように、また私も佐藤議員も全協、そして社会経済委員会にいる中で、もちろん課長は4月からですけれども、その前は今、総務課長の岡野課長が商工観光課長でいました、いたわけですよ。いた中で、それでまた議会が変わりましたから、3人以外の方はまた全協では皆おられたと、そういう中でいろんな荒船に関する発言、閉館に関する発言、これが要するに結果というか、これが方向性ではないのかなと思います。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 委員会では、ほとんど課長が答弁あるいは説明をされていた。その中には、売れなくても売れても半年間で閉館を視野に入れているが、設備を維持管理して、今後運営していくには譲渡先が見つかり、売れるのが一番よい。並行して検討していくという、要は閉館を濁らかしてはいるけれども、閉館にしたいと、しますということではない。また、それを了解したということでもない、私はそう解釈しているんです。

2月から8カ月間交渉されていて、まだ結論が出ていない。交渉が手ぬるいと思っています。荒船の湯の継続的運営を条件に加えて、期限を切った交渉をすべきだったと思いますが、この点いかがですか。⑩番の質問です。

○議長 島崎紘一 商工観光課長

○商工観光課長 佐藤圭司 お答えいたします。

先ほども答弁させていただいたんですけれども、購入先は購入を望んでいたため、スムーズにいくと思っておりました。ですが、交渉する中で、交渉

先よりたび重なる条件の提示の追加があり、その都度協議を重ね、交渉先への回答及び交渉先からの返答により時間を要し、現在に至っております。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 春先の委員会では、指定管理の継続でなく、運営者が決まるまで直営にて運営すべきとの意見もありました。

最後に、もう一度改めて伺いますが、一旦閉館すると再度の開館は容易でないと考えられます。運営者が決まるまでの間、直営にての運営の考えはございませんか。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 今の直営どうかという話は、いつどこでありましたか。

○議長 島崎紘一 佐藤博君

○7番 佐藤博 3月の、ちょっと待ってください。

ごめんなさい、暫時休憩。

○議長 島崎紘一 暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時27分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開します。

佐藤博君

○7番 佐藤博 昨年11月15日の社会経済委員会ですね。指定管理を観光協会ではなくて、当面は町が売却できるまで運営する、こういった意見が社会経済委員会でも出ておりましたが、11月15日では全くもって何の結論やら結論は出ていないと思っています。

○議長 島崎紘一 町長

○町長 原秀男 それは、11月ですか、昨年のお話。それから後の、さっきの課長の報告では、要するに運営に関しての件はそれから後、課長がいろんな場面で返答していると思うんですね。その報告をしているんですね。その辺ちょっと時系列が違うんじゃないですか。

○議長 島崎紘一 佐藤博君、ちょっと答弁者も質問者も、この辺のところのやりとりは一般質問以外のところでやっていただきたい。町長も反問権は認められていないし、ここはあくまでも通告書どおりの質疑をお願いします。

○7番 佐藤博 大体行ったり来たりになっちゃいましたので、質疑の内容も答弁もかみ合わない状況ですので、質問をやめさせていただきますが、まとめます。

平成8年に開設して以来、23年が経過。この間、赤字続きであったにせ

よ、観光を売り物にしてきた町のイメージアップに大きく貢献をしてまいりました。荒船山、風穴、荒船の湯の3点セットに思えておりました。閉館は町のイメージダウンにつながると指摘しておきたい。先日の議案全協にて、閉館は既に機関決定していると発言された。この点についても後の全協にてしっかりと説明いただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 島崎紘一 以上で一般質問を終結いたします。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第19、閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。

総務、社会経済常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 「異議なし」と認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 「異議なし」と認めます。よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

これをもちまして、令和元年第3回下仁田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

---

閉 会 令和元年9月25日 午前11時31分

---

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長                    木 暮 弘 元

---

議 長                    島 崎 紘 一

---

署名議員                    小井土 光 弘

---

署名議員                    大 手 博 幸

---